

まちなか定住促進事業

～中心市街地に新たな賃貸住宅を建設される事業者様へ～ 賃貸住宅の建設費を助成します！

土浦市では中心市街地のにぎわいを再生するため、中心市街地の居住者人口の増加や低未利用地の活用促進を目的として、中心市街地のエリア内で新たに賃貸住宅を建築する場合に、その住居戸数に応じて建設費の一部を助成します。

令和6年7月
制度開始
令和10年度まで
実施します。

◇まちなか賃貸住宅建設補助◇

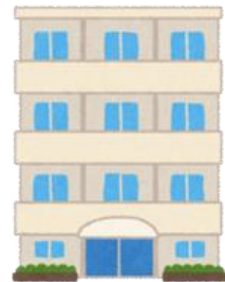
①補助内容

中心市街地エリア内に新たな賃貸住宅を整備する事業者に向けて、居住戸数に応じて建設費の一部を助成します。

※賃貸住宅

賃貸借契約の締結により入居される共同住宅又は長屋をいい、店舗や事務所等の用途と併用するものを含む。

②補助額 1戸あたり、100万円 } 年度ごとに上限がございますので
事前にご相談ください。



③補助回数 1事業者1回限り（年度内）

④主な補助要件等

- ・ 1棟につき4戸以上の住宅戸数
- ・ 1戸あたりの床面積40㎡以上
- ・ 各戸に2以上の居室、玄関、台所、水洗便所、洗面設備、浴室を備えること
- ・ 組立式仮設住宅でないこと など

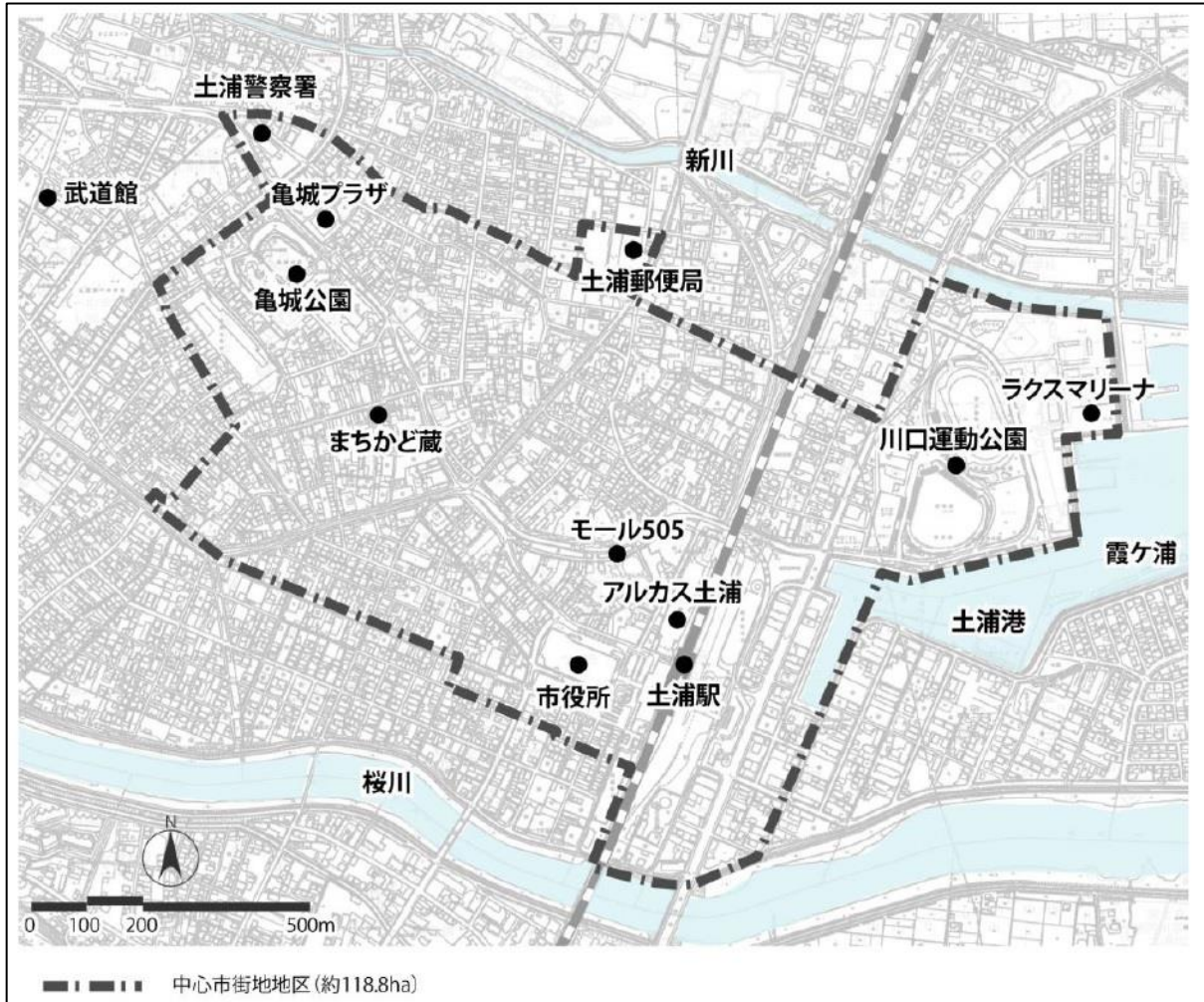
★上記以外の要件については、制度開始（令和6年7月）時に土浦市公式ホームページをご覧ください。下部連絡先までご相談ください。

★土浦市中心市街地活性化基本計画において位置づけられた中心市街地が対象エリアです。裏面をご参照ください。

問い合わせ先：土浦市都市整備課 まちづくり推進室 Tel.029-826-1111（内線2266）

対象区域

土浦市中心市街地活性化基本計画により定められたエリア



©土浦市中心市街地活性化基本計画区域（約118.8ha）

中央一・二丁目、大和町、有明町の一部、大手町の一部、川口一丁目、川口二丁目の一部、桜町一・三・四丁目の各一部、城北町の一部、東崎町の一部、港町一丁目の一部、立田町の一部